

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

u003c/divu003e

改正後	改正前
<p><u>旧</u>特定農業生産法人に対し農地等につき使用貸借による権利の設定をした場合における贈与税の納税猶予等に関する取扱いについて</p> <p><u>旧</u>特定農業生産法人（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項に規定する農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）第3条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人で令附則第28条第3項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）に対し農地等につき使用貸借による権利の設定をした場合における贈与税の納税猶予等に関する取扱いについて、別紙のとおり定めたから、これによらるたい。</p> <p><b>省略用語例</b></p> <p>(注) この通達において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示す。</p> <p>法……………租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）</p> <p>旧法……………租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）による改正前の租税特別措置法</p> <p>新法……………租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）による改正後の租税特別措置法</p> <p>令……………租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第158号）</p> <p>旧令……………租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第158号）による改正前の租税特別措置法施行令</p> <p>新令……………租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第158号）による改正後の租税特別措置法施行令</p> <p>規則……………租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成7年大蔵省令第33号）</p> <p>旧規則……………租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成7年大蔵省令第</p>	<p>特定農業生産法人に対し農地等につき使用貸借による権利の設定をした場合における贈与税の納税猶予等に関する取扱いについて</p> <p>租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項に規定する特定農業生産法人に対し農地等につき使用貸借による権利の設定をした場合における贈与税の納税猶予等に関する取扱いについて、別紙のとおり定めたから、これによらるたい。</p> <p><b>省略用語例</b></p> <p>(注) この通達において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示す。</p> <p>法……………租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）</p> <p>旧法……………租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）による改正前の租税特別措置法</p> <p>新法……………租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）による改正後の租税特別措置法</p> <p>令……………租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第158号）</p> <p>旧令……………租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第158号）による改正前の租税特別措置法施行令</p> <p>新令……………租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第158号）による改正後の租税特別措置法施行令</p> <p>規則……………租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成7年大蔵省令第33号）</p> <p>旧規則……………租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成7年大蔵省令第</p>

- 1 -

改正後	改正前
<p>33号)による改正前の租税特別措置法施行規則  昭和50年旧法……租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和50年法律第16号)による改正前の租税特別措置法  平成3年旧法……租税特別措置法の一部を改正する法律(平成3年法律第16号)による改正前の租税特別措置法  <u>措置法……租税特別措置法(昭和32年法律第26号)</u>  <u>措置令……租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)</u></p> <p>別紙  目次  1～6 (省略)  7 特定農地所有適格法人の合併又は分割の日  8～17の2 (省略)  17の3 法附則第36条第6項の地上権等の設定があった場合の旧法第70条の4第1項の担保  17の4～18 (省略)</p> <p>(「当該農業に必要な農作業に主として従事する」ことの意義)</p> <p>2 令附則第28条第3項第2号かつこ書に規定する「当該農業に必要な農作業に主として従事する」とは、受贈者が、<u>法附則第36条第4項に規定する特定農地所有適格法人の行う農地法第2条第3項第1号に規定する農業(以下「農業」という。)</u>に従事する日数の過半を当該農業に必要な農作業に従事することをいうものとする。  (注) 農作業とは、耕うん、整地、播種、施肥、病虫害防除、水の管理、給餌その他の耕作又は養畜に直接必要な作業をいい、耕作又は養畜の事業に必要な帳簿の記帳、集金等はこれに含まれないのであるから留意する。</p> <p>(使用貸借による権利の設定の日)</p> <p>3 法附則第36条第3項に規定する「当該設定の日」とは、同項に規定する<u>農業協同組合法等の一部を改正する等の法律第3条の規定による改正前の農地法第2条第3項に規定する農業生産法人で令附則第28条第3項各号に掲げる要件に該当するもの(以下「旧特定農業生産法人」という。)</u>に対する特例適用農地等に係る使用貸借による権利の設定</p>	<p>33号)による改正前の租税特別措置法施行規則  昭和50年旧法……租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和50年法律第16号)による改正前の租税特別措置法  平成3年旧法……租税特別措置法の一部を改正する法律(平成3年法律第16号)による改正前の租税特別措置法  (新規)  (新規)</p> <p>別紙  目次  1～6 (同左)  7 特定農業生産法人の合併又は分割の日  8～17の2 (同左)  17の3 <u>平成13年法による改正後の法附則第36条第6項の地上権等の設定があった場合の旧法第70条の4第1項の担保</u>  17の4～18 (同左)</p> <p>(「当該農業に必要な農作業に主として従事する」ことの意義)</p> <p>2 <u>農地法施行令の一部を改正する政令(平成13年政令第23号)による改正後の令附則第28条第3項第2号かつこ書に規定する「当該農業に必要な農作業に主として従事する」とは、受贈者が、同項に規定する農業生産法人の行う農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項第1号に規定する農業(以下「農業」という。)</u>に従事する日数の過半を当該農業に必要な農作業に従事することをいうものとする。  (注) 農作業とは、耕うん、整地、播種、施肥、病虫害防除、水の管理、給餌その他の耕作又は養畜に直接必要な作業をいい、耕作又は養畜の事業に必要な帳簿の記帳、集金等はこれに含まれないのであるから留意する。</p> <p>(使用貸借による権利の設定の日)</p> <p>3 法附則第36条第3項に規定する「当該設定の日」とは、同項に規定する特定農業生産法人(以下「特定農業生産法人」という。)に対する特例適用農地等に係る使用貸借による権利の設定につき農地法第3条第1項の規定による許可があった日をいうものとして取り扱う。この場合において、農地又は採草放牧地が特定農業生産法人の所在地のあ</p>

改正後	改正前
<p>につき農地法第3条第1項の規定による許可があった日をいうものとして取り扱う。この場合において、農地又は採草放牧地が旧特定農業生産法人の所在地のある市町村の区域内にあるものその他の区域内にあるものと分かれていること等により、当該使用貸借による権利の設定について複数の農地法第3条第1項の規定による許可を要するものであり、かつ、その許可があった日が異なるときは、これらの許可があった日のうち最も遅い日をもって当該設定の日として取り扱うものとする。</p>	<p>る市町村の区域内にあるものその他の区域内にあるものと分かれていること等により、当該使用貸借による権利の設定について複数の農地法第3条第1項の規定による許可を要するものであり、かつ、その許可があった日が異なるときは、これらの許可があった日のうち最も遅い日をもって当該設定の日として取り扱うものとする。</p>
<p>(使用貸借による権利の設定をしなければならないこととされている特例適用農地等の範囲)</p>	<p>(使用貸借による権利の設定をしなければならないこととされている特例適用農地等の範囲)</p>
<p>5 令附則第28条第4項に規定する当該権利の設定の時の直前において受贈者が有する同項に規定する農地等で旧法第70条の4第1項本文の規定の適用を受けているものすべてとは、当該権利の設定の時の直前において当該受贈者が有する農地等のうち、旧法第70条の4第1項本文の規定の適用を受けるもの(旧法第70条の4第7項第3号又は第8項第3号の規定に該当する農地又は採草放牧地(以下「代替取得農地等」という。)を含む。)のみをいう。したがって、当該受贈者が有する農地等であっても特例適用農地等以外のもの及び特例適用農地等であっても租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成13年法律第7号)による改正前の租税特別措置法第70条の4第7項に規定する貸付特例適用農地等又は租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成13年政令第141号)による改正後の租税特別措置法施行令第40条の6第45項各号に掲げる農地等又は敷地若しくは用地は、これに含まれないことに留意する。</p>	<p>5 令附則第28条第4項に規定する当該権利の設定の時の直前において受贈者が有する同項に規定する農地等で旧法第70条の4第1項本文の規定の適用を受けているものすべてとは、当該権利の設定の時の直前において当該受贈者が有する農地等のうち、旧法第70条の4第1項本文の規定の適用を受けるもの(旧法第70条の4第7項第3号又は第8項第3号の規定に該当する農地又は採草放牧地(以下「代替取得農地等」という。)を含む。)のみをいう。したがって、当該受贈者が有する農地等であっても特例適用農地等以外のもの及び特例適用農地等であっても租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成13年法律第7号) <u>(以下「平成13年法」という。)</u>による改正前の租税特別措置法第70条の4第7項に規定する貸付特例適用農地等又は租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成13年政令第141号) <u>(以下「平成13年令」という。)</u>による改正後の租税特別措置法施行令第40条の6第45項各号に掲げる農地等又は敷地若しくは用地は、これに含まれないことに留意する。</p>
<p>(特定農地所有適格法人の合併又は分割の日)</p>	<p>(特定農業生産法人の合併又は分割の日)</p>
<p>7 法附則第36条第4項に規定する特定農地所有適格法人に係る同項に規定する「当該合併又は当該分割の日」とは、同項に規定する合併法人又は分割承継法人の本店所在地において合併の登記又は設立の登記若しくは変更の登記を完了した日をいうものとする。</p>	<p>7 <u>平成13年法による改正後の</u>法附則第36条第4項に規定する「当該合併又は当該分割の日」とは、同項に規定する合併法人又は分割承継法人の本店所在地において合併の登記又は設立の登記若しくは変更の登記を完了した日をいうものとする。</p>
<p>(法附則第36条第3項の規定の適用を受けた受贈者の継続届出書の提出期限及び提出期間)</p>	<p>(法附則第36条第3項の規定の適用を受けた受贈者の継続届出書の提出期限及び提出期間)</p>
<p>10 特例適用農地等の全部を旧法第70条の4第1項に規定する担保に供していた受贈者(当該特例適用農地等のうちに同条第2項第4号に規定する都市営農農地等を有する者</p>	<p>10 特例適用農地等の全部を旧法第70条の4第1項に規定する担保に供していた受贈者(当該特例適用農地等のうちに同条第2項第4号に規定する都市営農農地等を有する者</p>

改正後	改正前
<p>を除く。)は、同条第13項の規定により同条第10項に規定する届出書(以下この10において「継続届出書」という。)の提出義務が免除されるのであるが、当該受贈者が法附則第36条第3項の規定の適用を受けたときには、同条第10項の規定により、使用貸借による権利の設定に関する届出書を提出した日の翌日から起算して毎3年を経過するごとの日までに当該継続届出書を提出しなければならないこととなるのであるから留意する。この場合において、当該継続届出書の提出期間は、当該使用貸借による権利の設定に関する届出書を提出した日の翌日から起算して毎3年を経過するごとの日の属する月の前々月の初日から当該3年を経過するごとの日までの期間として取り扱う。</p> <p>(注) 特例適用農地等の一部を旧法第70条の4第1項に規定する担保に供していた受贈者又は当該特例適用農地等のうちに同条第2項第4号に規定する都市営農農地等を有する受贈者については、法附則第36条第3項の規定の適用を受けた場合であっても、贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して毎3年を経過するごとの日までに旧法第70条の4第10項の規定による継続届出書を提出しなければならないのであるから留意する。</p> <p>(使用貸借による権利が設定されている特例適用農地等の譲渡等に伴う当該権利の消滅)</p> <p>11 令附則第28条第20項第1号に規定する旧法第70条の4第1項第1号の読替規定中「権利が設定されている農地等の当該受贈者による当該譲渡、贈与、転用若しくは設定又は消滅に伴う当該権利の消滅」とあるのは、法附則第36条第3項の規定の適用を受けている受贈者が特例適用農地等の譲渡等をしたことに伴い、その特例適用農地等の上に存する使用貸借による権利が同時に消滅する場合には、同一の特例適用農地等につき、旧法第70条の4第1項第1号に規定する「当該譲渡等に係る土地等の面積」が二重に計算されることになるので、この二重計算を排除するために設けられているのであるから留意する。</p> <p>なお、受贈者が特例適用農地等の譲渡又は贈与をしたことに伴い、法附則第36条第5項第1号に規定する被設定者(以下15までにおいて「被設定者」という。)がその特例適用農地等の上に存する使用貸借による権利について譲渡又は贈与をした場合には、上記の当該権利の消滅の場合の取扱いに準じて取り扱うものとする。</p> <p>(法附則第36条第3項の規定の適用を受けた受贈者に係る特例適用農地等の贈与者が死亡した場合)</p> <p>16 法附則第36条第3項の規定の適用を受けた受贈者に係る旧法第70条の4第1項に規定</p>	<p>を除く。)は、同条第13項の規定により同条第10項に規定する届出書(以下この10において「継続届出書」という。)の提出義務が免除されるのであるが、当該受贈者が法附則第36条第3項の規定の適用を受けたときには、同条第6項の規定により、使用貸借による権利の設定に関する届出書を提出した日の翌日から起算して毎3年を経過するごとの日までに当該継続届出書を提出しなければならないこととなるのであるから留意する。この場合において、当該継続届出書の提出期間は、当該使用貸借による権利の設定に関する届出書を提出した日の翌日から起算して毎3年を経過するごとの日の属する月の前々月の初日から当該3年を経過するごとの日までの期間として取り扱う。</p> <p>(注) 特例適用農地等の一部を旧法第70条の4第1項に規定する担保に供していた受贈者又は当該特例適用農地等のうちに同条第2項第4号に規定する都市営農農地等を有する受贈者については、法附則第36条第3項の規定の適用を受けた場合であっても、贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して毎3年を経過するごとの日までに旧法第70条の4第10項の規定による継続届出書を提出しなければならないのであるから留意する。</p> <p>(使用貸借による権利が設定されている特例適用農地等の譲渡等に伴う当該権利の消滅)</p> <p>11 令附則第28条第8項第1号に規定する旧法第70条の4第1項第1号の読替規定中「<u>当該</u>権利が設定されている農地等の当該受贈者による当該譲渡、贈与、転用若しくは設定又は消滅に伴う当該権利の消滅」とあるのは、法附則第36条第3項の規定の適用を受けている受贈者が特例適用農地等の譲渡等をしたことに伴い、その特例適用農地等の上に存する使用貸借による権利が同時に消滅する場合には、同一の特例適用農地等につき、旧法第70条の4第1項第1号に規定する「当該譲渡等に係る土地等の面積」が二重に計算されることになるので、この二重計算を排除するために設けられているのであるから留意する。</p> <p>なお、受贈者が特例適用農地等の譲渡又は贈与をしたことに伴い、法附則第36条第5項第1号に規定する被設定者(以下15までにおいて「被設定者」という。)がその特例適用農地等の上に存する使用貸借による権利について譲渡又は贈与をした場合には、上記の当該権利の消滅の場合の取扱いに準じて取り扱うものとする。</p> <p>(法附則第36条第3項の規定の適用を受けた受贈者に係る特例適用農地等の贈与者が死亡した場合)</p> <p>16 法附則第36条第3項の規定の適用を受けた受贈者に係る旧法第70条の4第1項に規定</p>

改正後	改正前
<p>する贈与者が死亡したときは、措置法第70条の5の規定により、使用貸借による権利が設定された特例適用農地等又は法附則第36条第6項の規定の適用を受ける一時的道路用地等の用に供されている農地等につき当該受贈者が相続又は遺贈により取得したものとみなされるのであるが、前者については、当該受贈者が措置令第40条の7第2項各号に定める者に該当しないこと、後者については、当該農地等が令附則第28条第18項の規定により、措置令第40条の7第6項に規定する農地等に該当することから、措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の特例の適用はないのであるから留意する。</p>	<p>する贈与者が死亡したときは、平成13年法による改正後の租税特別措置法第70条の5の規定により、使用貸借による権利が設定された特例適用農地等又は平成13年法による改正後の法附則第36条第6項の規定の適用を受ける一時的道路用地等の用に供されている農地等につき当該受贈者が相続又は遺贈により取得したものとみなされるのであるが、前者については、当該受贈者が平成13年令による改正後の租税特別措置法施行令第40条の7第2項各号に定める者に該当しないこと、後者については、当該農地等が平成13年令による改正後の令附則第28条第18項の規定により、平成13年令による改正後の租税特別措置法施行令第40条の7第5項に規定する農地等に該当することから、平成13年法による改正後の租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の特例の適用はないのであるから留意する。</p>
<p><b>(主務大臣の認定を要しない事業)</b></p>	<p><b>(主務大臣の認定を要しない事業)</b></p>
<p>17 法附則第36条第6項に規定する一時的道路用地等(以下「一時的道路用地等」という。)に係る事業が同項に規定する道路に関する事業、河川に関する事業及び鉄道事業である場合には、同項に規定する事業に係る主務大臣の認定は要しないのであるから留意する。ただし、その場合であっても、一時的道路用地等の用に供するために地上権、賃借権又は使用貸借による権利の設定(民法第269条の2第1項の地上権の設定を除く。以下「地上権等の設定」という。)に基づき貸し付けられる特例適用農地等が同項に規定する代替性のない施設の用地であることの主務大臣の認定は必要である。</p>	<p>17 平成13年法による改正後の法附則第36条第6項に規定する一時的道路用地等(以下「一時的道路用地等」という。)に係る事業が同項に規定する道路に関する事業、河川に関する事業及び鉄道事業である場合には、同項に規定する事業に係る主務大臣の認定は要しないのであるから留意する。ただし、その場合であっても、一時的道路用地等の用に供するために地上権、賃借権又は使用貸借による権利(以下「地上権等」という。)の設定に基づき貸し付けられる特例適用農地等が同項に規定する代替性のない施設の用地であることの主務大臣の認定は必要である。</p>
<p><b>(一時的道路用地等としての貸付先)</b></p>	<p><b>(一時的道路用地等としての貸付先)</b></p>
<p>17の2 法附則第36条第6項に規定する一時的道路用地等の用に供するための地上権等の設定に基づく貸付けは、当該一時的道路用地等に係る事業の施行者に対して行わなければならないのであるから留意する。</p> <p>したがって、その事業の施行者から業務を請け負った者に対してその貸付けを行った場合には、同条第6項の規定の適用はない。</p>	<p>17の2 平成13年法による改正後の法附則第36条第6項に規定する一時的道路用地等の用に供するための地上権等の設定に基づく貸付けは、当該一時的道路用地等に係る事業の施行者に対して行わなければならないのであるから留意する。</p> <p>したがって、その事業の施行者から業務を請け負った者に対してその貸付けを行った場合には、同条第6項の規定の適用はない。</p>
<p><b>(法附則第36条第6項の地上権等の設定があった場合の旧法第70条の4第1項の担保)</b></p>	<p><b>(平成13年法による改正後の法附則第36条第6項の地上権等の設定があった場合の旧法第70条の4第1項の担保)</b></p>
<p>17の3 特例適用農地等が旧法第70条の4第1項に規定する担保に供されている場合において、その特例適用農地等につき法附則第36条第6項に規定する地上権等の設定があっ</p>	<p>17の3 特例適用農地等が旧法第70条の4第1項に規定する担保に供されている場合において、その特例適用農地等につき平成13年法による改正後の法附則第36条第6項に規定</p>

改正後	改正前
<p>た場合において、その担保に提供した受贈者に対して国税通則法第51条第1項に規定する増担保の提供等を命ずる必要はないのであるから留意する。</p> <p>(一時的道路用地等に係る継続貸付届出書の提出期間)</p> <p>17の4 法附則第36条第7項に規定する届出書は、同条第6項の承認を受けた日の翌日から起算して毎1年を経過するごとの日までに提出しなければならないのであるが、その提出期間は、当該1年を経過するごとの日の属する月の前々月の初日から当該1年を経過するごとの日までの期間として取り扱う。</p> <p>(昭和50年旧法適用者及び平成3年旧法適用者に係る取扱い)</p> <p>18 法附則第36条第12項の規定により同条第3項から第11項までの規定を昭和50年旧法第70条の4第1項本文又は平成3年旧法第70条の4第1項本文の適用を受けているものについて準用する場合には、1((受贈者が旧法第70条の4第5項の規定の適用を受けている場合))から17の4((一時的道路用地等に係る継続貸付届出書の提出期間))までの例による。</p>	<p>する地上権等の設定があった場合において、その担保に提供した受贈者に対して国税通則法第51条第1項に規定する増担保の提供等を命ずる必要はないのであるから留意する。</p> <p>(一時的道路用地等に係る継続貸付届出書の提出期間)</p> <p>17の4 <u>平成13年法による改正後の</u>法附則第36条第7項に規定する届出書は、同条第6項の承認を受けた日の翌日から起算して毎1年を経過するごとの日までに提出しなければならないのであるが、その提出期間は、当該1年を経過するごとの日の属する月の前々月の初日から当該1年を経過するごとの日までの期間として取り扱う。</p> <p>(昭和50年旧法適用者及び平成3年旧法適用者に係る取扱い)</p> <p>18 <u>平成13年法による改正後の</u>法附則第36条第12項の規定により同条第3項から第11項までの規定を昭和50年旧法第70条の4第1項本文又は平成3年旧法第70条の4第1項本文の適用を受けているものについて準用する場合には、1((受贈者が旧法第70条の4第5項の規定の適用を受けている場合))から17の4((一時的道路用地等に係る継続貸付届出書の提出期間))までの例による。</p>